

## 相談事例

### 《相談の内容》

80歳代の男性の家族からの相談。

「北海道の業者だが、カニを買ってほしい」という勧誘電話が、何度断ってもかかってくる。

先日、耳の遠い父が電話に出て対応した。父はきちんと断っていたが、もし、荷物が送られてきたらどのように対処すればいいだろうか。

**「カニを買わないか？」と、しつこい電話勧誘。耳の遠くなった父が対応したが、もしも届いたら…**

### 《対応のポイント》

電話勧誘で断ったにもかかわらず、業者が再度勧誘する行為は法律で禁止されています。業者には「**再勧誘する行為は法律で禁止されている**」ことを伝え、きっぱりと断ることを助言しました。

そして、実際に荷物が届いた場合は、受け取りを拒否するように助言しました。

## 身守りのポイント

消費者が電話勧誘で断ったにもかかわらず、業者が再度勧誘する行為は、法律で禁止されています。

なお、食品の場合は、化粧品や健康食品等と違って指定消耗品ではありませんので、もし、受け取って開封し一部食べてしまった場合でも、クーリング・オフ（8日以内、無条件解約）が適用されます。

今回の事例では、電話勧誘に気付き当センターに相談がありましたが、高齢者の多くはトラブルにあってもどこに相談したらよいかわからないようです。周りの人が高齢者がトラブルにあっていないか、暮らしの変化に気づいてあげましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

**相談専用電話 043-207-3000**

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111